

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年12月21日
【中間会計期間】	第128期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社中央倉庫
【英訳名】	Chuo Warehouse Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 湯浅 康平
【本店の所在の場所】	京都市下京区朱雀内畑町41番地
【電話番号】	（075）313-6151（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 佐藤 廣次
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区朱雀内畑町41番地
【電話番号】	（075）313-6151（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 佐藤 廣次
【縦覧に供する場所】	株式会社中央倉庫大阪支店 （大阪府茨木市沢良宜西2丁目15番6号） 株式会社中央倉庫東京支店 （東京都江東区枝川3丁目1番11号） 株式会社中央倉庫滋賀支店 （滋賀県栗東市辻字鳥居本506） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜1丁目8番16号）

（注） 上記の滋賀支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としています。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第126期中	第127期中	第128期中	第126期	第127期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
営業収益（百万円）	11,220	11,718	12,073	22,843	23,490
経常利益（百万円）	900	983	995	1,858	1,922
中間(当期)純利益（百万円）	459	565	582	1,660	1,116
純資産額（百万円）	31,092	32,809	33,006	32,961	33,012
総資産額（百万円）	37,823	40,708	39,853	41,175	39,701
1株当たり純資産額（円）	1,543.85	1,623.50	1,635.76	1,636.18	1,635.67
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	22.60	28.10	28.98	80.78	55.51
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	82.2	80.3	82.5	80.1	82.9
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	1,050	625	1,144	2,082	1,971
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△832	△1,269	△1,434	△1,758	△3,044
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△619	△258	△143	△845	△546
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（百万円）	7,148	6,125	4,976	7,028	5,409
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	598 [137]	595 [213]	603 [222]	584 [173]	583 [214]

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 「潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 純資産額の算定にあたり、第127期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第126期中	第127期中	第128期中	第126期	第127期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
営業収益（百万円）	11,170	11,684	12,092	22,749	23,427
経常利益（百万円）	861	948	944	1,774	1,863
中間(当期)純利益（百万円）	457	558	964	1,533	1,095
資本金（百万円）	2,734	2,734	2,734	2,734	2,734
発行済株式総数（千株）	20,464	20,464	20,464	20,464	20,464
純資産額（百万円）	30,184	31,614	32,229	31,882	31,803
総資産額（百万円）	36,674	39,377	38,993	39,764	38,302
1株当たり純資産額（円）	1,498.78	1,571.07	1,603.20	1,582.68	1,581.48
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	22.50	27.77	47.96	74.60	54.46
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	12.50	12.50	12.50	25.00	25.00
自己資本比率（%）	82.3	80.3	82.7	80.2	83.0
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	355 [128]	366 [203]	376 [222]	350 [163]	353 [206]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 「潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 純資産額の算定にあたり、第127期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社の異動については「3 関係会社の状況」に記載しております。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、次の連結子会社は、平成19年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により解散しております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任等	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
(連結子会社) 中央梱包(株)	京都市 下京区	30	国際貨物取扱業 倉庫業 運送業	100.0	有	—	当社荷主貨物の輸出 梱包及び運送等を行 っております	建物の 賃貸

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
倉庫業	249 [187]
運送業	256 [11]
国際貨物取扱業	61 [24]
全社(共通)	37 [0]
合計	603 [222]

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当中間連結会計期間の平均人員数を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	376 [222]
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当中間会計期間の平均人員数を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、米国経済の下振れ、原油・素材価格の高騰等により、生産及び設備投資などに力強さがなく、緩やかな景気回復拡大基調に鈍化する兆しがみられました。

物流業界におきましては、こうした経済動向を反映し、国内貨物では、倉庫業の入庫高は微増となり、保管残高は増加傾向を辿り、運送業のトラック輸送量はほぼ横ばいとなりました。また、国際貨物では、米国向けの輸出に陰りはみられましたが、アジア向け等が好調で、全体としては輸出入ともに堅調な取扱いとなりました。一方、燃料価格上昇に伴うコスト増が収益を圧迫するなか、競争激化の状況は続き依然として厳しい環境で推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、当期から始まる新たな中期経営計画の達成に向け、平成19年5月に茨城県猿島郡に新規物流施設用地を取得し、平成19年9月には北陸支店富山営業所C号倉庫を完成稼働させました。また、平成19年7月にトランクルームサービス事業部東京店において、前期の京都店に続き、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO/IEC 27001:2005の拡大認証を登録するなど業務の品質向上を図るとともに、環境に配慮したグリーン経営の推進にも取り組み、経営の効率化に努めました。

これらの結果、当中間連結会計期間の営業収益は12,073,550千円（前年同期比3.0%増）、営業利益は922,048千円（前年同期比0.5%減）、経常利益は995,114千円（前年同期比1.2%増）となり、中間純利益は582,567千円（前年同期比3.0%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

①倉庫業

倉庫業におきましては、トン数ベースでの入出庫高、保管残高ともに前年を上回りました。月平均の入庫高はトン数で138千トン（前年同期比18.7%増）、金額では、電気機械の取扱いが減少したこともあって、44,129,696千円（前年同期比45.8%減）となり、月末平均の貨物保管残高はトン数で204千トン（前年同期比7.8%増）、金額では68,606,235千円（前年同期比1.8%増）となりました。また、貨物回転率はトン数で67.7%（前年同期61.4%）と上昇しました。これらの結果、倉庫業の営業収益は、3,129,858千円（前年同期比12.7%増）となり、営業利益は351,758千円（前年同期比22.3%増）となりました。

②運送業

運送業におきましては、取扱数量は月平均143千トン（前年同期比1.6%減）となりましたが、営業収益は6,106,759千円（前年同期比0.3%増）、営業利益は538,982千円（前年同期比6.4%増）となりました。

③国際貨物取扱業

国際貨物取扱業におきましては、梱包業の取扱数量は月平均10千m³（前年同期比17.6%減）となりました。通関業の取扱数量は月平均24千トン（前年同期比37.4%増）となりました。これらの結果、営業収益は2,877,300千円（前年同期比0.8%減）、営業利益は340,281千円（前年同期比19.0%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動によるキャッシュ・フローで1,144,316千円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローで1,434,407千円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローで143,299千円の減少となり、前連結会計年度末に比べ、433,384千円（8.0%）減少し、当中間連結会計期間末には、4,976,101千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、主に、税金等調整前中間純利益及び減価償却費によるものであり、1,144,316千円と前年同期と比べ518,483千円（82.8%）の増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、主に、有形固定資産取得のための支出によるものであり、1,434,407千円と前年同期に比べ164,597千円（13.0%）の増加となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、主に、配当金の支払いによるものであり、143,299千円と前年同期と比べ115,419千円（44.6%）の減少となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの主たる事業は、倉庫業を中心とした総合物流業であり、役務の提供を主体とする事業の性格上、生産、受注及び販売の実績を区分して把握することは困難であります。

これに代えて、当中間連結会計期間における事業の種類別セグメント毎の営業収益及び主要業務の取扱高等を示すと、次のとおりであります。

(1) 事業の種類別セグメント毎の営業収益

事業の種類別セグメント	当中間連結会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
倉庫業 (千円)	3,129,858	12.7
運送業 (千円)	6,106,759	0.3
国際貨物取扱業 (千円)	2,877,300	△0.8
合計 (千円)	12,113,918	3.0

- (注) 1. 上記の営業収益にはセグメント間の内部営業収益40,368千円を含んでおります。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 事業の種類別セグメント毎の主要業務の取扱高等

事業の種類別セグメント	当中間連結会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
倉庫業	保管残高 (数量・月末平均)	204千トン 7.8
	入庫高	829千トン 18.7
	出庫高	833千トン 18.7
	貨物回転率 (数量・月末平均)	67.7% 10.3
運送業	運送取扱高	863千トン △1.6
国際貨物取扱業	輸出入取扱高	144千トン 37.4
	梱包取扱高	60千m ³ △17.6

- (注) 貨物回転率 =
$$\frac{(\text{中間連結会計期間の入庫高} + \text{中間連結会計期間の出庫高}) \times \frac{1}{2}}{\text{中間連結会計期間の月末保管残高合計}} \times 100$$

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社の株式会社の支配に関する基本方針は以下のとおりであります。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

近時、わが国の資本市場においては、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大量の株式買付を行う動きも顕在化しております。当社は、このような株式の大量買付行為であっても、当社の公共性を踏まえた企業経営を十分に理解し、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社は、倉庫業を中心とする総合物流会社として、将来にわたる地域の発展性、立地条件、採算等を十分研究調査のうえ、拠点政策を展開しております。また、用地取得から倉庫建築、稼動まで数年を要すること等から中長期的な視点に基づいた経営への取組により企業価値の向上・株主共同の利益の向上が確保されるものと確信しております。さらに、災害復旧時等における公共的使命の高い事業の性格から、通常の活動はもとより被災地への生活物資の供給・搬送等への備えを通じ地域における密接な信頼関係の構築と期待に応えていく社会的責任があります。また、顧客のニーズに応え最適物流システムの提案や専用システムの提供等を行い、物流コストの低下による物流の効率化の実現に向けて努力を重ねております。一方、高度な技能と専門性を有した人材の育成にも多年のノウハウを持って研鑽を積重ねており、従業員の自己実現の場を提供し働き甲斐のある職場作りに努力しております。これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式の大量買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが不可欠であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「誠実」「進歩」「挑戦」の経営理念のもと、倉庫業を中心とする総合物流を、経済活動に不可欠な公共性の高い事業であると認識し、事業を通じて顧客のために、また、顧客とともに物流システムの合理化および効率化を進めることにより、社会と経済の発展に貢献することを経営の基本方針としております。

当社は昭和2年の創立以来、事業の安定的な経営基盤を拡充することにより、株主と顧客および従業員並びに地域の皆様の満足度を高めていくことを目標とし、平成19年の80周年に向けた基盤構築の準備期間として平成16年度から中期経営計画（CHALLENGE－CS80）を推進してきました。

平成19年度からは、80周年を大きな飛躍の年と位置づけ、新たにコーポレートスローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」を制定するとともに、グループ経営中長期ビジョンを策定しました。さらにグループ経営中長期ビジョンを目指す道程として新中期経営計画「PROGRESS－CS80」を策定し、コーポレートスローガンに相応しい会社作りに取り組んでいます。

グループ経営中長期ビジョンでは、以下の会社作りを目指し企業価値向上に取り組めます。

- ・ 企業の物流効率化、コスト削減等のソリューションを提案できる総合物流会社
- ・ 陸海空機能と物流センター機能を備えたサービス提供力のある総合物流会社
- ・ 収益力、健全な財務バランスと高度な品質に支えられた信頼感のある企業
- ・ 環境経営、内部統制などCSRを果たせる企業
- ・ 未来志向で創造力のある人材育成ができる企業

また、新中期経営計画「PROGRESS-CS80」では、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みによりお客様の新たな価値創造を物流面からサポートするとともに、企業価値向上については株主共同利益の向上を確保していきます。また、「お客様本位」「品質本位」に基づいた提案型企業への転換を図っていきます。一方、環境変化に迅速に対応するため、“攻めの姿勢”と“スピード感”を持って、これまでの成果を生かしつつも、従来の延長線上ではない飛躍の成長に向け、以下の具体的な取り組みを推進していきます。

- ① 事業基盤の拡充等による収益力の強化
- ② 設備投資への積極的取り組みの推進
- ③ グリーン経営（注1）の認証取得等の品質向上・サービス開発力の充実
- ④ 総合物流事業への展開に向けた積極的な取り組み
- ⑤ 内部統制強化と人材育成への取り組み
- ⑥ 配当性向40%程度の利益還元継続等の株主共同利益の確保

（注1）環境経営への負荷の少ない事業運営を行うものをいいます。

III 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記（1）以下に定めるところに基づいた具体的な対応策（以下、「本プラン」という）の導入を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、株式会社大阪証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当社が、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を取得するとの取得条項が付された新株予約権の無償割当てその他独立委員会が適切と認める対抗措置（以下、「新株予約権の無償割当て等」という）を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本基本方針」という）とします。

（1）「本プラン」の骨子

（a）本プランの概要

当社は、下記（b）に定める買付等を行う者または提案する者（以下、「買付者等」という）に対し、下記（c）以下に定める手続に従って買付等を実施することを求め、当該買付等についての情報および検討のための時間を確保します。また、下記（e）（i）のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件など下記（e）（iii）に定める内容を有する新株予約権（以下、「本新株予約権」という）を、その時点の当社以外の株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てることその他独立委員会が適切と認める措置をとることができるものとします。

(b) 対象となる買付等

本プランは下記①または②に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（以下、「買付等」という）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）に係る株券等の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（注2）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。
（注3）金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。
（注4）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。
（注5）金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下②において同じ。
（注6）金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。
（注7）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。
（注8）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。

(c) 買付者等が遵守すべき買付等の手続

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付価格の算定根拠、買付資金の裏付け、買付後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が本プランの導入に際して定める情報（以下、「本必要情報」という）並びに当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称する）を当社の定める書式により提出するものとします。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、当該買付説明書を受領した事実を法令および証券取引所規則に従い適時適切に開示するとともに、速やかにこれを独立委員会に提出します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供するものとします。

独立委員会は、当社取締役会に対しても、独立委員会が合理的と認める期間内（但し、原則として60日間を超えない）に当該買付等の内容に対する意見並びにその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提示を求めることができます。

(d) 独立委員会による買付内容の検討・買付者等との交渉

上記(c)の提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、必要な範囲で延長・再延長ができるものとし、延長・再延長する場合には、その旨、延長・再延長の期間および延長・再延長の理由の概要を開示するものとする。以下、「独立委員会検討期間」という）を設定する。買付等は、この検討期間が経過した後に初めて実施され得るものとします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉を行うものとします。

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができるものとします。

(e) 新株予約権無償割当て等の実施

(i) 独立委員会による実施・不実施の勧告

独立委員会は、次の各号に定めるいずれかの場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当て等の実施を勧告します。

- (A) 買付者等が上記(c)に定める情報提供並びに検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合
- (B) 買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料の評価・検討並びに買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記1)ないし6)のいずれかに該当すると認められる場合
- 1) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - (ア) 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
 - (イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
 - 2) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - 3) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
 - 4) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
 - 5) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下、「当社利害関係者」という）の処遇等の方針等を含む）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合
 - 6) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

但し、独立委員会は、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記(A)および(B)のいずれにも該当しないと独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての中止または割当て後の本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

独立委員会は買付者等による買付等が、上記(A)および(B)のいずれにも該当しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記(A)および(B)のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当て等の実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

独立委員会は、①買付説明書の概要、②提供された本必要情報の概要、③検討期間延長等の決議、その期間およびその理由の概要、④独立委員会による勧告の事実とその概要について、当該事実の発生後速やかに、独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(ii) 当社取締役会による独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議（本新株予約権の無償割当て等の中止を含む）を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(iii) 新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は以下のとおりとします。

① 本新株予約権の割当て対象となる株主

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」という）において別途定める割当て期日（以下、「割当て期日」という）における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権3個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てます。

② 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

③ 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」という）は、別途調整がない限り1株とします。

④ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

⑤ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

⑥ 本新株予約権の行使条件

次の（ア）から（カ）に規定する者（以下、「特定買付者等」と総称する）は、原則として本新株予約権を行使できません。

（ア）特定大量保有者（注9）

（イ）特定大量保有者の共同保有者

（ウ）特定大量買付者（注10）

（エ）特定大量買付者の特別関係者

（オ）上記（ア）ないし（エ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

（カ）上記（ア）ないし（オ）記載の者の関連者（注11）

（注9）当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

（注10）公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

（注11）ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される）をいう。

⑦ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑧ 当社による本新株予約権の取得

当社は、いつでも特定買付者等以外の株主が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき（別途調整がない限り）当社普通株式1株を交付することができます。その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

(f) 独立委員会について

当社は、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に当たっては、その発動・不発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上の委員により構成され、委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役または (iii) 社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）から選任され、公表するものとします。

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

その他、独立委員会に関する事項については、別途当社取締役会において定めるものとします。

(g) その他

上記(a)ないし(f)に定めるほか、本プランの詳細は、別途当社取締役会が本プランの導入を決定する決議において定めるものとします。また、上記(a)ないし(f)で引用する法令の規定は、法令の新設または改廃により、上記(a)ないし(f)に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記(a)ないし(f)に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(2) 本基本方針の有効期間、廃止および変更

本基本方針の有効期間は、平成19年6月28日開催の当社定時株主総会終了後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会のときまでとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針を変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本方針は当該決議に従いその時点で変更または廃止されます。この場合、本プランは、速やかに、変更後の基本方針に従うよう変更され、または廃止されるものとします。

IV 本取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

上記IIの取組みは、中期経営計画の推進等により当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、上記Iの会社支配に関する基本方針に沿うものであると判断しております。

また、上記IIIの取組みは、当社株券等の買付者等が買付等に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会、独立委員会に事前に提供すること、および当社独立委員会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付等を開始することを求め、これを遵守しない買付者等に対して当社独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、上記IIIに定める手続が遵守されている場合であっても、買付者等の買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと独立委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合には、かかる買付者等に対して当社取締役会は当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために新株予約権無償割当て等の対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように上記IIIの取組みは、上記Iの会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

V 本取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記IIの取組みは、中期経営計画の推進等により、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

また、上記IIIの取組みも、以下の理由により、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

上記IIIの取組みは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

上記Ⅲの取組みは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

上記Ⅲの取組みは、当社株主総会において承認可決されることにより決定されます。また、上記Ⅲ(2)「本基本方針の有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、上記Ⅲの取組みは有効期間を約1年間とするいわゆるサンセット条項が付されています。また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、上記Ⅲの取組みの変更または廃止の決議がなされた場合には、上記Ⅲの取組みも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、上記Ⅲの取組みの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

VI 本取組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

上記Ⅱの取組みは、中期経営計画の推進等により、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的とするものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

また、上記Ⅲの取組みも、以下の理由により、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、上記Ⅲの取組みの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために上記Ⅲの取組みの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役、社外取締役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様にご情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で上記Ⅲの取組みの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(2) 合理的な客観的発動要件の設定

上記Ⅲの取組みは、上記Ⅲ(1)(e)(i)「独立委員会による実施・不実施の勧告」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(3) 第三者専門家の意見の取得

上記Ⅲ(1)(d)「独立委員会による買付内容の検討・買付者等との交渉」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

4 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

5 【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備の重要な異動は次のとおりであります。

当社は平成19年5月に、茨城県猿島郡に物流施設建築用地として土地（13,227㎡）を取得しました。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）		従業員数 (人)
				土地 (面積㎡)	合計	
提出会社	物流施設建築用地 (茨城県猿島郡)	倉庫業 運送業	物流施設建築用地	885,839 (13,227)	885,839	—

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、次のとおりであります。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

当社が平成18年12月に着工しました北陸支店富山営業所C号倉庫（倉庫面積2,815㎡）が平成19年9月に完成稼働いたしました。この結果、当該営業所の倉庫面積は12,332㎡となっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
提出会社	北陸支店 富山営業所 (富山県射水市)	倉庫業 運送業	倉庫	1,429,310	2,571	389,638 (13,872)	99	1,821,620	6

(注) 帳簿価額のうち、「その他」は器具備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。なお、上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成19年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成19年12月21日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,464,897	20,464,897	大阪証券取引所 市場第二部	—
計	20,464,897	20,464,897	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	20,464,897	—	2,734,294	—	2,263,807

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
スティーラ パートナーズ ジャ パン ストラテジック ファンド (オフショア), エル. ピー. (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務部)	C/O MORGAN STANLEY FUND SERVICES (CAYMAN)LTD. P. O. BOX 2681 GT, CENTURY YARD 4TH FLOOR, CRICKET SQUARE HUTCHINS DRIVE GEORGETOWN GRANDCAYMAN, CAYMAN ISLANDS BRITISH WEST INDIES (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,275	11.11
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	1,102	5.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	970	4.74
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上ル薬師前町 700番地	885	4.32
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2-1	862	4.21
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1-38	820	4.00
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7-3	796	3.89
中村 勝一	京都市右京区	764	3.73
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	738	3.60
福島 晴子	京都市上京区	505	2.46
計	—	9,720	47.49

(注) 上記のみずほ信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等) (注1)	普通株式 361,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 19,808,000	19,808	—
単元未満株式 (注2)	普通株式 295,897	—	1単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	20,464,897	—	—
総株主の議決権	—	19,808	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (自己株式等)」は、全て当社所有の自己株式であります。

2. 「単元未満株式」には、証券保管振替機構名義の株式が750株及び当社所有の自己株式が582株含まれております。

②【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
榊中央倉庫	京都市下京区朱雀内畑町41番地	361,000	—	361,000	1.76
計	—	361,000	—	361,000	1.76

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,560	1,470	1,475	1,475	1,300	1,200
最低(円)	1,400	1,391	1,381	1,310	1,200	1,051

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金	※3		6,529,085		5,376,101		5,809,486	
2 受取手形及び営業 未収金			3,752,976		3,763,551		3,719,715	
3 梱包資材			13,775		13,195		14,893	
4 繰延税金資産			155,984		160,829		163,586	
5 その他			450,538		466,429		393,259	
貸倒引当金			△2,608		△1,233		△1,495	
流動資産合計		10,899,752	26.8	9,778,873	24.5	10,099,446	25.4	
II 固定資産								
1 有形固定資産								
(1) 建物及び構築物	※2	13,203,556		12,813,175		12,740,380		
(2) 機械装置及び運 搬具		563,563		545,604		545,487		
(3) 土地	※2	8,149,212		9,163,861		8,278,021		
(4) 建設仮勘定		—		4,777		50,400		
(5) その他		121,863	22,038,196	117,572	22,644,992	120,345	21,734,635	
2 無形固定資産			38,481		36,309		36,971	
3 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		7,262,265		6,974,487		7,426,275		
(2) その他		502,771		442,620		406,187		
貸倒引当金		△33,035	7,732,001	△23,794	7,393,314	△2,035	7,830,428	
固定資産合計			29,808,679		30,074,616		29,602,034	74.6
資産合計			40,708,432		39,853,490		39,701,480	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1	支払手形及び営業 未払金	※3	1,243,769		1,244,288		1,245,554	
2	短期借入金	※2	1,540,000		1,640,000		1,540,000	
3	一年以内返済予定 の長期借入金	※2	587,900		547,300		569,900	
4	未払法人税等		367,003		430,088		350,440	
5	賞与引当金		264,685		256,000		261,415	
6	役員賞与引当金		11,000		11,000		21,300	
7	その他	※3	1,558,818		688,581		432,818	
	流動負債合計		5,573,177	13.7	4,817,259	12.1	4,421,428	11.1
II 固定負債								
1	長期借入金	※2	462,900		504,700		463,700	
2	繰延税金負債		1,638,848		1,338,208		1,581,800	
3	退職給付引当金		97,024		58,960		79,139	
4	負ののれん		—		13,807		15,432	
5	その他		127,373		113,723		127,598	
	固定負債合計		2,326,145	5.7	2,029,399	5.1	2,267,671	5.7
	負債合計		7,899,323	19.4	6,846,659	17.2	6,689,099	16.8
(純資産の部)								
I 株主資本								
1	資本金		2,734,294	6.7	2,734,294	6.9	2,734,294	6.9
2	資本剰余金		2,263,807	5.6	2,263,807	5.7	2,263,807	5.7
3	利益剰余金		25,806,699	63.4	26,437,684	66.3	26,106,492	65.8
4	自己株式		△392,459	△1.0	△420,707	△1.1	△410,994	△1.0
	株主資本合計		30,412,342	74.7	31,015,078	77.8	30,693,599	77.4
II 評価・換算差額等								
1	その他有価証券評 価差額金		2,256,552	5.6	1,864,475	4.7	2,197,555	5.5
2	為替換算調整勘定		309	0.0	4,550	0.0	2,321	0.0
	評価・換算差額等合 計		2,256,861	5.6	1,869,025	4.7	2,199,876	5.5
III 少数株主持分								
	少数株主持分		139,904	0.3	122,726	0.3	118,905	0.3
	純資産合計		32,809,108	80.6	33,006,830	82.8	33,012,381	83.2
	負債純資産合計		40,708,432	100.0	39,853,490	100.0	39,701,480	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)					
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)				
I 営業収益	※1		11,718,024	100.0		12,073,550	100.0		23,490,171	100.0	
II 営業原価			10,480,142	89.4		10,824,742	89.7		20,983,761	89.3	
営業総利益			1,237,881	10.6		1,248,807	10.3		2,506,409	10.7	
III 販売費及び一般管理 費			311,436	2.7		326,759	2.7		686,191	3.0	
営業利益			926,445	7.9		922,048	7.6		1,820,218	7.7	
IV 営業外収益											
1 受取利息			915			3,707			3,638		
2 受取配当金			46,833			53,721			80,129		
3 受取家賃			6,533			—			12,702		
4 持分法による投資 利益			—			14,108			6,827		
5 保険解約益		16,180			—			17,082			
6 その他		10,380	80,843	0.7	27,216	98,754	0.8	31,430	151,811	0.7	
V 営業外費用											
1 支払利息		18,340			22,779			38,878			
2 持分法による投資 損失		819			—			—			
3 その他		4,520	23,680	0.2	2,908	25,688	0.2	10,208	49,086	0.2	
経常利益			983,608	8.4		995,114	8.2		1,922,942	8.2	
VI 特別利益	※2										
1 固定資産売却益			1,786			105			3,662		
2 投資有価証券売却 益			—			—			10,079		
3 貸倒引当金戻入益		12	1,798	0.0	—	105	0.0	3,824	17,566	0.1	
VII 特別損失	※3										
1 固定資産除却損			2,245			1,451			11,906		
2 固定資産売却損	※4	1,767	4,013	0.0	578	2,029	0.0	2,669	14,575	0.1	
税金等調整前中間 (当期) 純利益			981,393	8.4		993,190	8.2		1,925,933	8.2	
法人税、住民税及び 事業税		354,817			420,322			773,160			
法人税等調整額		57,822	412,640	3.6	△13,348	406,974	3.4	31,444	804,604	3.4	
少数株主利益			3,135	0.0		3,647	0.0		4,383	0.0	
中間(当期)純利益			565,617	4.8		582,567	4.8		1,116,945	4.8	

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (千円)	2,734,294	2,263,807	25,517,630	△383,013	30,132,719
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）			△251,629		△251,629
役員賞与（注）			△24,920		△24,920
中間純利益			565,617		565,617
自己株式の取得				△9,446	△9,446
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	289,068	△9,446	279,622
平成18年9月30日 残高 (千円)	2,734,294	2,263,807	25,806,699	△392,459	30,412,342

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (千円)	2,828,984	—	2,828,984	142,081	33,103,786
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）					△251,629
役員賞与（注）					△24,920
中間純利益					565,617
自己株式の取得					△9,446
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△572,432	309	△572,123	△2,176	△574,300
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	△572,432	309	△572,123	△2,176	△294,677
平成18年9月30日 残高 (千円)	2,256,552	309	2,256,861	139,904	32,809,108

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,734,294	2,263,807	26,106,492	△410,994	30,693,599
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△251,375		△251,375
中間純利益			582,567		582,567
自己株式の取得				△9,712	△9,712
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	331,191	△9,712	321,478
平成19年9月30日 残高 (千円)	2,734,294	2,263,807	26,437,684	△420,707	31,015,078

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,197,555	2,321	2,199,876	118,905	33,012,381
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△251,375
中間純利益					582,567
自己株式の取得					△9,712
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	△333,080	2,229	△330,850	3,821	△327,029
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	△333,080	2,229	△330,850	3,821	△5,550
平成19年9月30日 残高 (千円)	1,864,475	4,550	1,869,025	122,726	33,006,830

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (千円)	2,734,294	2,263,807	25,517,630	△383,013	30,132,719
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注1）			△251,629		△251,629
剰余金の配当（注2）			△251,534		△251,534
役員賞与（注1）			△24,920		△24,920
当期純利益			1,116,945		1,116,945
自己株式の取得				△27,981	△27,981
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	—	—	588,861	△27,981	560,880
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,734,294	2,263,807	26,106,492	△410,994	30,693,599

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (千円)	2,828,984	—	2,828,984	142,081	33,103,786
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注1）					△251,629
剰余金の配当（注2）					△251,534
役員賞与（注1）					△24,920
当期純利益					1,116,945
自己株式の取得					△27,981
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△631,429	2,321	△629,108	△23,176	△652,285
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	△631,429	2,321	△629,108	△23,176	△91,404
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,197,555	2,321	2,199,876	118,905	33,012,381

- (注) 1. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。
 2. 平成18年11月の取締役会決議による剰余金の配当であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		981,393	993,190	1,925,933
減価償却費		532,225	603,570	1,191,167
貸倒引当金の増加・減少(△)額		△397	21,497	△32,509
賞与引当金の増加・減少(△)額		15,775	△5,415	12,505
役員賞与引当金の増加・減少(△)額		11,000	△10,300	21,300
退職給付引当金の増加・減少(△)額		△24,846	△28,267	△37,430
受取利息及び受取配当金		△47,749	△57,429	△83,768
支払利息		18,340	22,779	38,878
持分法による投資損失・利益(△)		819	△14,108	△6,827
為替差損・益(△)		△17	△6	△56
固定資産除却損		2,245	1,451	11,906
固定資産売却損・益(△)		△18	472	△992
営業債権の減少・増加(△)額		46,722	△43,835	79,983
たな卸資産の減少・増加(△)額		3,082	1,698	1,964
その他資産の減少・増加(△)額		△60,125	△138,589	163,218
営業債務の増加・減少(△)額		△126,630	△1,265	△124,846
未払消費税等の増加・減少(△)額		△24,640	61,284	△26,041
長期未払金の増加・減少(△)額		△136,070	△13,960	△136,070
その他負債の増加・減少(△)額		48,278	14,085	60,698
役員賞与の支払額		△25,000	—	△25,000
その他		△1,124	△1,624	△12,016
小計		1,213,263	1,405,226	3,021,995
利息及び配当金の受取額		51,046	60,887	87,066
利息の支払額		△18,895	△23,311	△40,016
法人税等の支払額		△619,582	△298,485	△1,097,189
営業活動によるキャッシュ・フロー		625,832	1,144,316	1,971,855

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△400,240	△400,000	△800,382
定期預金の払戻による収入		200,000	400,000	603,283
有形固定資産の取得による支出		△1,021,142	△1,336,370	△2,525,422
有形固定資産の売却による収入		9,136	2,670	14,497
投資有価証券の取得による支出		△56,801	△100,488	△314,095
その他		△763	△218	△22,588
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,269,810	△1,434,407	△3,044,707
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額		50,000	100,000	50,000
長期借入れによる収入		290,000	340,000	600,000
長期借入金の返済による支出		△336,600	△321,600	△663,800
自己株式の減少・増加(△)額		△9,446	△9,712	△27,981
配当金の支払額		△251,620	△251,230	△503,508
少数株主への配当金の支払額		△1,053	△756	△1,053
財務活動によるキャッシュ・フロー		△258,719	△143,299	△546,342
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		17	6	56
V 現金及び現金同等物の増加・減少(△)額		△902,679	△433,384	△1,619,138
VI 現金及び現金同等物の期首残高		7,028,624	5,409,486	7,028,624
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※	6,125,944	4,976,101	5,409,486

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 2社 中倉陸運(株) 中央梱包(株)</p> <p>(2) 非連結子会社 2社 フクワ商事(株) 上海中倉物流有限公司 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、営業収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社 1社 中倉陸運(株) 前連結会計年度において連結子会社でありました中央梱包(株)は、平成19年4月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 非連結子会社 2社 同左 (連結の範囲から除いた理由) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 2社 中倉陸運(株) 中央梱包(株)</p> <p>(2) 非連結子会社 2社 同左 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 2社 フクワ商事(株) 上海中倉物流有限公司</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 (株)文祥流通センター ユーシーエス(株)</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 2社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 3社 (株)文祥流通センター ユーシーエス(株) 安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 2社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 3社 (株)文祥流通センター ユーシーエス(株) 安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司 安田中倉国際貨運代理(上海)有限公司については当連結会計年度に設立いたしました。</p>
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの …中間連結決算日の市場 価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売 却原価は移動平均法によ り算定しております。) 時価のないもの …移動平均法による原価 法</p> <p>② たな卸資産 梱包資材 …最終仕入原価法</p> <p>(ロ)重要な減価償却資産の減 価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定率法(建物については 租税特別措置法に規定する 割増償却を含む)によっ て おります。ただし、建物に ついては、平成10年度の税 制改正により耐用年数の短 縮が行われております(14 年~50年)が、改正前の耐 用年数(15年~65年)を継 続して適用しております。</p> <p>② 無形固定資産 定額法によっておりま す。ただし、ソフトウェア (自社利用分)につい ては、社内における利用可能 期間(5年)に基づく定額 法によっております。</p> <p>(ハ)重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失 に備えるため、一般債権に ついては貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収 可能性を勘案し、回収不能 見込額を計上しておりま す。</p>	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産 梱包資材 同左</p> <p>(ロ)重要な減価償却資産の減 価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定率法(建物については 租税特別措置法に規定する 割増償却を含む)によっ て おります。 なお、主な耐用年数は次 のとおりであります。</p> <p>建物及び 構築物 10年~65年</p> <p>機械装置 及び運搬具 4年~17年</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(ハ)重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p>	<p>(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの …連結決算日の市場価格 等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売 却原価は移動平均法によ り算定しております。) 時価のないもの 同左</p> <p>② たな卸資産 梱包資材 同左</p> <p>(ロ)重要な減価償却資産の減 価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(ハ)重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ11,000千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(二)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p> <p>(二)重要なリース取引の処理方法 同左</p>	<p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ、21,300千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(二)重要なリース取引の処理方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(ホ)その他中間連結財務諸表 作成のための基本となる 重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の 会計処理は税抜方式によっ ております。	(ホ)その他中間連結財務諸表 作成のための基本となる 重要な事項 消費税等の会計処理 同左	(ホ)その他連結財務諸表作成 のための基本となる重要 な事項 消費税等の会計処理 同左
5. 中間連結キャッ シュ・フロー計 算書(連結キャ ッシュ・フロー 計算書)におけ る資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロ ー計算書における資金(現金 及び現金同等物)は、手許現 金、随時引き出し可能な預金 及び容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅 少なリスクしか負わない取得 日から3ヶ月以内に償還期限 の到来する短期投資からなっ ております。	同左	連結キャッシュ・フロー計 算書における資金(現金及び 現金同等物)は、手許現金、 随時引き出し可能な預金及び 容易に換金可能であり、か つ、価値の変動について僅少 なリスクしか負わない取得日 から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資からなっ ております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は32,669,203千円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、32,893,476千円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「保険解約益」は、前中間連結会計期間において営業外収益の「その他」に含めて表示していましたが、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間における「保険解約益」の金額は2,510千円であります。</p>	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>1. 前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「保険解約益」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における「保険解約益」の金額は5,009千円であります。</p> <p>2. 前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました「受取家賃」は、金額的重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における「受取家賃」の金額は5,825千円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 18,598,781千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 19,597,331千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 19,078,282千円
※2 担保に供している資産 建物 1,499,509千円 土地 936,698千円 計 2,436,208千円	※2 担保に供している資産 建物 1,480,215千円 土地 936,698千円 計 2,416,914千円	※2 担保に供している資産 建物 1,481,808千円 土地 936,698千円 計 2,418,506千円
上記に対応する債務 短期借入金 600,000千円 一年以内返済予定の 長期借入金 476,300千円 長期借入金 250,900千円 計 1,327,200千円	上記に対応する債務 短期借入金 600,000千円 一年以内返済予定の 長期借入金 430,500千円 長期借入金 307,500千円 計 1,338,000千円	上記に対応する債務 短期借入金 600,000千円 一年以内返済予定の 長期借入金 458,700千円 長期借入金 272,700千円 計 1,331,400千円
※3 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計 処理については、手形交換日をもって決 済処理をしております。なお、当中間連 結会計期間の末日は金融機関の休日であ ったため、次の満期手形が中間連結会計 期間末残高に含まれております。 受取手形 53,724千円 支払手形 3,682千円 流動負債 その他 533,567千円 (設備関係支払手形)	※3 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計 処理については、手形交換日をもって決 済処理をしております。なお、当中間連 結会計期間の末日は金融機関の休日であ ったため、次の満期手形が中間連結会計 期間末残高に含まれております。 受取手形 49,513千円 支払手形 4,382千円 流動負債 その他 30,380千円 (設備関係支払手形)	※3 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理 については、手形交換日をもって決済処 理をしております。なお、当連結会計年 度の末日が金融機関の休日であったた め、次の連結会計年度末日満期手形が連 結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 50,612千円 支払手形 3,372千円 流動負債 その他 2,754千円 (設備関係支払手形)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要費目 及び金額 役員報酬 63,740千円 給料諸手当 67,890千円 賞与引当金繰入額 24,120千円 役員賞与引当金 繰入額 11,000千円 退職給付費用 6,514千円 福利厚生費 32,946千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要費目 及び金額 役員報酬 57,970千円 給料諸手当 71,815千円 貸倒引当金繰入額 21,497千円 賞与引当金繰入額 20,624千円 役員賞与引当金 繰入額 11,000千円 退職給付費用 6,504千円 福利厚生費 30,623千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要費目 及び金額 役員報酬 123,320千円 給料諸手当 160,850千円 賞与引当金繰入額 23,268千円 役員賞与引当金 繰入額 21,300千円 退職給付費用 13,191千円 福利厚生費 60,681千円
※2 主な固定資産売却益 建物及び構築物 1,786千円	※2 主な固定資産売却益 機械装置及び運搬具 105千円	※2 主な固定資産売却益 機械装置及び運搬具 3,662千円
※3 主な固定資産除却損 建物及び構築物 815千円 機械装置及び運搬具 1,211千円 その他(器具備品) 218千円	※3 主な固定資産除却損 建物及び構築物 29千円 機械装置及び運搬具 1,213千円 その他(器具備品) 207千円	※3 主な固定資産除却損 建物及び構築物 8,235千円 機械装置及び運搬具 2,671千円 その他(器具備品) 998千円
※4 主な固定資産売却損 機械装置及び運搬具 1,767千円	※4 主な固定資産売却損 機械装置及び運搬具 578千円	※4 主な固定資産売却損 機械装置及び運搬具 2,669千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,464,897	—	—	20,464,897
合計	20,464,897	—	—	20,464,897
自己株式				
普通株式(注)	334,546	7,620	—	342,166
合計	334,546	7,620	—	342,166

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加7,620株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	251,629	12.50	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月22日 取締役会	普通株式	251,534	利益剰余金	12.50	平成18年9月30日	平成18年12月6日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当中間連結会計期間 増加株式数（株）	当中間連結会計期間 減少株式数（株）	当中間連結会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	20,464,897	—	—	20,464,897
合計	20,464,897	—	—	20,464,897
自己株式				
普通株式（注）	354,836	6,746	—	361,582
合計	354,836	6,746	—	361,582

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加6,746株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	251,375	12.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日

（2）基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年11月22日 取締役会	普通株式	251,291	利益剰余金	12.50	平成19年9月30日	平成19年12月6日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	20,464,897	—	—	20,464,897
合計	20,464,897		—	20,464,897
自己株式				
普通株式（注）	334,546	20,290	—	354,836
合計	334,546	20,290	—	354,836

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加20,290株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	251,629	12.50	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月22日 取締役会	普通株式	251,534	12.50	平成18年9月30日	平成18年12月6日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	251,375	利益剰余金	12.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 6,529,085千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △403,140千円 現金及び現金同等物 6,125,944千円	現金及び預金勘定 5,376,101千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △400,000千円 現金及び現金同等物 4,976,101千円	現金及び預金勘定 5,809,486千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △400,000千円 現金及び現金同等物 5,409,486千円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
有形固定資産 その他(器具備品)	有形固定資産 その他(器具備品)	有形固定資産 その他(器具備品)
取得価額相当額 107,461千円 減価償却累計額相当額 58,306千円 中間期末残高相当額 49,155千円	取得価額相当額 157,662千円 減価償却累計額相当額 76,047千円 中間期末残高相当額 81,614千円	取得価額相当額 149,881千円 減価償却累計額相当額 90,521千円 期末残高相当額 59,360千円
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	同左	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等	(2) 未経過リース料期末残高相当額等
未経過リース料中間期末残高相当額	未経過リース料中間期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額
1年内 20,444千円 1年超 28,710千円 合計 49,155千円	1年内 28,672千円 1年超 52,942千円 合計 81,614千円	1年内 24,229千円 1年超 35,131千円 合計 59,360千円
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失
支払リース料 11,805千円 減価償却費相当額 11,805千円	支払リース料 12,740千円 減価償却費相当額 12,740千円	支払リース料 22,840千円 減価償却費相当額 22,840千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によりしております。	同左	同左
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	3,206,448	7,013,970	3,807,521
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	3,206,448	7,013,970	3,807,521

(注) 当中間連結会計期間は減損処理を行っておりません。

なお、当該株式の減損処理は、帳簿価額に対する時価の下落率が50%超の全銘柄、及び時価の下落率が30~50%の銘柄については2期以上連続して損失を計上している等、回復の見込みが無いと判断した銘柄について行っております。

2. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(1) 子会社株式及び関連会社株式	143,922千円
(2) その他有価証券	
非上場株式	104,372千円

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	3,540,054	6,688,058	3,148,003
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	3,540,054	6,688,058	3,148,003

(注) 当中間連結会計期間は減損処理を行っておりません。

なお、当該株式の減損処理は、帳簿価額に対する時価の下落率が50%超の全銘柄、及び時価の下落率が30~50%の銘柄については2期以上連続して損失を計上している等、回復の見込みが無いと判断した銘柄について行っております。

2. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(1) 子会社株式及び関連会社株式	157,889千円
(2) その他有価証券	
非上場株式	128,540千円

前連結会計年度末（平成19年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	連結貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
(1) 株式	3,435,788	7,147,478	3,711,690
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	3,435,788	7,147,478	3,711,690

（注）当連結会計年度は減損処理を行っておりません。

なお、当該株式の減損処理は、帳簿価額に対する時価の下落率が50%超の全銘柄、及び時価の下落率が30～50%の銘柄については2期以上連続して損失を計上している等、回復の見込みが無いと判断した銘柄について行っております。

2. 時価評価されていない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

(1) 子会社株式及び関連会社株式 150,257千円

(2) その他有価証券

 非上場株式 128,540千円

（デリバティブ取引関係）

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）、当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）及び前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社グループは、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

項目	倉庫業 (千円)	運送業 (千円)	国際貨物取 扱業(千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
営業収益						
(1) 外部顧客に対する営業収 益	2,752,559	6,066,354	2,899,111	11,718,024	—	11,718,024
(2) セグメント間の内部営業 収益又は振替高	24,372	19,962	—	44,334	(44,334)	—
計	2,776,931	6,086,316	2,899,111	11,762,358	(44,334)	11,718,024
営業費用	2,489,332	5,579,769	2,479,235	10,548,337	243,241	10,791,578
営業利益	287,599	506,546	419,875	1,214,021	(287,575)	926,445

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

項目	倉庫業 (千円)	運送業 (千円)	国際貨物取 扱業(千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
営業収益						
(1) 外部顧客に対する営業収 益	3,108,972	6,087,277	2,877,300	12,073,550	—	12,073,550
(2) セグメント間の内部営業 収益又は振替高	20,885	19,482	—	40,368	(40,368)	—
計	3,129,858	6,106,759	2,877,300	12,113,918	(40,368)	12,073,550
営業費用	2,778,099	5,567,777	2,537,019	10,882,895	268,606	11,151,501
営業利益	351,758	538,982	340,281	1,231,023	(308,974)	922,048

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	倉庫業 (千円)	運送業 (千円)	国際貨物取 扱業(千円)	計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
営業収益						
(1) 外部顧客に対する営業収 益	5,723,713	11,976,704	5,789,753	23,490,171	—	23,490,171
(2) セグメント間の内部営業 収益又は振替高	49,751	39,459	—	89,211	(89,211)	—
計	5,773,464	12,016,164	5,789,753	23,579,382	(89,211)	23,490,171
営業費用	5,087,397	11,034,955	4,998,382	21,120,735	549,217	21,669,953
営業利益	686,067	981,208	791,370	2,458,647	(638,428)	1,820,218

(注) 1. 事業区分は営業収益の集計区分によっております。

2. 各事業の主な業務は以下のとおりであります。

倉庫業 : 倉庫、賃貸等

運送業 : 貨物利用運送、貨物自動車運送

国際貨物取扱業 : 梱包、通関等

3. 営業費用のうち「消去又は全社」に含めた金額及び主な内容は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度	主な内容
消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額(千円)	287,587	309,126	638,696	提出会社の本社管理部門に係る費用

4. 会計方針の変更

(前中間連結会計期間)

役員賞与に関する会計基準

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(ハ)③に記載のとおり、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は11,000千円増加し、営業利益が同額減少しております。

(前連結会計年度)

役員賞与に関する会計基準

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.(3)ハに記載のとおり、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は21,300千円増加し、営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外営業収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外営業収益は、連結営業収益の10%未満であるため、海外営業収益の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合当事企業の名称 当社及び当社の完全子会社である中央梱包㈱</p> <p>(2) 事業の内容 倉庫業、運送業及び国際貨物取扱業</p> <p>(3) 企業結合の法的形式 当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併方式及び同法第784条第1項に定める略式合併）</p> <p>(4) 取引の目的を含む取引の概要 当社は、グループ内の梱包事業等を統合し、お客様に対するサービスの多様化・充実を図り、また、一層の効率的運営を目指して、平成19年4月1日付で完全子会社である中央梱包㈱を吸収合併いたしました。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要 本合併は、「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日 企業会計審議会）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っているため、内部取引としてすべて消去しております。したがって、当該会計処理が中間連結財務諸表に与える影響はありません。</p>	

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,623.50円 1株当たり中間純利益 金額 28.10円 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、潜在株 式が存在しないため記載しておりま せん。	1株当たり純資産額 1,635.76円 1株当たり中間純利益 金額 28.98円 同左	1株当たり純資産額 1,635.67円 1株当たり当期純利益 金額 55.51円 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、潜在株 式が存在しないため記載しておりま せん。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(千円)	565,617	582,567	1,116,945
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	565,617	582,567	1,116,945
期中平均株式数(千株)	20,127	20,105	20,120

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金		5,651,072		4,975,449		4,942,911		
2 受取手形	※3	667,850		637,623		657,657		
3 営業未収金		3,073,445		3,126,687		3,051,593		
4 梱包資材		13,594		13,195		14,700		
5 繰延税金資産		144,792		150,116		142,642		
6 その他		430,794		447,310		332,539		
貸倒引当金		△2,510		△1,230		△1,419		
流動資産合計		9,979,040	25.3	9,349,152	24.0	9,140,624	23.9	
II 固定資産								
1 有形固定資産	※1							
(1) 建物	※2	12,779,330		12,433,473		12,342,489		
(2) 土地	※2	8,113,940		9,128,588		8,242,748		
(3) その他		787,580		712,645		792,399		
計		21,680,850		22,274,707		21,377,637		
2 無形固定資産		36,770		35,479		35,260		
3 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		7,269,032		6,976,375		7,399,911		
(2) その他		445,177		381,936		351,497		
貸倒引当金		△33,035		△23,794		△2,035		
計		7,681,175		7,334,517		7,749,373		
固定資産合計		29,398,796	74.7	29,644,704	76.0	29,162,271	76.1	
資産合計		39,377,837	100.0	38,993,857	100.0	38,302,895	100.0	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1 支払手形	※3	16,934		18,092		15,184		
2 営業未払金		1,351,163		1,346,598		1,357,812		
3 短期借入金	※2	1,500,000		1,600,000		1,500,000		
4 一年以内返済予定 の長期借入金	※2	587,900		547,300		569,900		
5 未払法人税等		353,831		417,155		326,601		
6 賞与引当金		243,000		235,000		235,000		
7 役員賞与引当金		11,000		11,000		21,300		
8 その他	※3	1,448,283		592,787		307,976		
流動負債合計			5,512,112	14.0	4,767,934	12.2	4,333,775	11.3
II 固定負債								
1 長期借入金	※2	462,900		504,700		463,700		
2 繰延税金負債		1,592,286		1,305,650		1,522,911		
3 退職給付引当金		73,094		58,960		55,551		
4 その他		123,133		126,931		123,358		
固定負債合計			2,251,414	5.7	1,996,242	5.1	2,165,521	5.7
負債合計			7,763,527	19.7	6,764,176	17.3	6,499,296	17.0
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金			2,734,294	6.9	2,734,294	7.0	2,734,294	7.1
2 資本剰余金								
(1) 資本準備金		2,263,807		2,263,807		2,263,807		
資本剰余金合計			2,263,807	5.7	2,263,807	5.8	2,263,807	5.9
3 利益剰余金								
(1) 利益準備金		442,207		442,207		442,207		
(2) その他利益剰余 金								
圧縮記帳積立金		1,090,374		1,079,173		1,084,733		
配当積立金		1,031,000		1,031,000		1,031,000		
別途積立金		20,210,000		20,810,000		20,210,000		
繰越利益剰余金		2,049,651		2,459,031		2,340,636		
利益剰余金合計			24,823,232	63.1	25,821,411	66.3	25,108,577	65.6
4 自己株式			△392,459	△1.0	△420,707	△1.1	△410,994	△1.1
株主資本合計			29,428,875	74.7	30,398,806	78.0	29,695,685	77.5
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券評 価差額金			2,185,434	5.6	1,830,874	4.7	2,107,913	5.5
評価・換算差額等合 計			2,185,434	5.6	1,830,874	4.7	2,107,913	5.5
純資産合計			31,614,310	80.3	32,229,680	82.7	31,803,598	83.0
負債純資産合計			39,377,837	100.0	38,993,857	100.0	38,302,895	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 営業収益			11,684,169	100.0		12,092,596	100.0		23,427,484	100.0
II 営業原価			10,519,920	90.0		10,902,333	90.2		21,034,654	89.8
営業総利益			1,164,248	10.0		1,190,263	9.8		2,392,830	10.2
III 販売費及び一般管理 費			287,587	2.5		309,126	2.5		638,696	2.7
営業利益			876,660	7.5		881,136	7.3		1,754,134	7.5
IV 営業外収益	※1		94,648	0.8		88,557	0.7		157,818	0.7
V 営業外費用	※2		22,341	0.2		25,059	0.2		48,227	0.2
経常利益			948,968	8.1		944,633	7.8		1,863,724	8.0
VI 特別利益	※3		552	0.0		409,725	3.4		14,412	0.0
VII 特別損失	※4		2,314	0.0		1,451	0.0		5,423	0.0
税引前中間 (当期) 純利益			947,206	8.1		1,352,908	11.2		1,872,713	8.0
法人税、住民税及び 事業税		340,602			408,012			743,906		
法人税等調整額		47,670	388,272	3.3	△19,314	388,698	3.2	32,993	776,899	3.3
中間 (当期) 純利益			558,934	4.8		964,209	8.0		1,095,813	4.7

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本										株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				利益 剰余金 合計	自己株式	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金						
					圧縮記帳 積立金	配当 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日 残高 (千円)	2,734,294	2,263,807	2,263,807	442,207	672,765	1,031,000	19,610,000	2,782,954	24,538,927	△383,013	29,154,016
中間会計期間中の変動額											
圧縮記帳積立金の積立て (注)					417,608			△417,608	—		—
別途積立金の積立て(注)							600,000	△600,000	—		—
剰余金の配当(注)								△251,629	△251,629		△251,629
役員賞与(注)								△23,000	△23,000		△23,000
中間純利益								558,934	558,934		558,934
自己株式の取得										△9,446	△9,446
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)											
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	—	—	417,608	—	600,000	△733,303	284,304	△9,446	274,858
平成18年9月30日 残高 (千円)	2,734,294	2,263,807	2,263,807	442,207	1,090,374	1,031,000	20,210,000	2,049,651	24,823,232	△392,459	29,428,875

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (千円)	2,728,813	2,728,813	31,882,829
中間会計期間中の変動額			
圧縮記帳積立金の積立て (注)			—
別途積立金の積立て(注)			—
剰余金の配当(注)			△251,629
役員賞与(注)			△23,000
中間純利益			558,934
自己株式の取得			△9,446
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)	△543,378	△543,378	△543,378
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△543,378	△543,378	△268,519
平成18年9月30日 残高 (千円)	2,185,434	2,185,434	31,614,310

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金						利益 剰余金 合計
					圧縮記帳 積立金	配当 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,734,294	2,263,807	2,263,807	442,207	1,084,733	1,031,000	20,210,000	2,340,636	25,108,577	△410,994	29,695,685
中間会計期間中の変動額											
別途積立金の積立							600,000	△600,000	—		—
剰余金の配当								△251,375	△251,375		△251,375
圧縮記帳積立金の取崩し					△5,560			5,560	—		—
中間純利益								964,209	964,209		964,209
自己株式の取得										△9,712	△9,712
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)											
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	—	—	△5,560	—	600,000	118,394	712,834	△9,712	703,121
平成19年9月30日 残高 (千円)	2,734,294	2,263,807	2,263,807	442,207	1,079,173	1,031,000	20,810,000	2,459,031	25,821,411	△420,707	30,398,806

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,107,913	2,107,913	31,803,598
中間会計期間中の変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△251,375
圧縮記帳積立金の取崩し			—
中間純利益			964,209
自己株式の取得			△9,712
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)	△277,039	△277,039	△277,039
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△277,039	△277,039	426,081
平成19年9月30日 残高 (千円)	1,830,874	1,830,874	32,229,680

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					圧縮記帳積立金	配当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (千円)	2,734,294	2,263,807	2,263,807	442,207	672,765	1,031,000	19,610,000	2,782,954	24,538,927	△383,013	29,154,016
事業年度中の変動額											
圧縮記帳積立金の積立て (注1)					417,608			△417,608	—		—
別途積立金の積立て(注1)							600,000	△600,000	—		—
剰余金の配当(注1)								△251,629	△251,629		△251,629
剰余金の配当(注2)								△251,534	△251,534		△251,534
役員賞与(注1)								△23,000	△23,000		△23,000
当期純利益								1,095,813	1,095,813		1,095,813
圧縮記帳積立金の積立て					943			△943	—		—
圧縮記帳積立金の取崩し					△6,583			6,583	—		—
自己株式の取得										△27,981	△27,981
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計 (千円)	—	—	—	—	411,968	—	600,000	△442,318	569,649	△27,981	541,668
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,734,294	2,263,807	2,263,807	442,207	1,084,733	1,031,000	20,210,000	2,340,636	25,108,577	△410,994	29,695,685

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (千円)	2,728,813	2,728,813	31,882,829
事業年度中の変動額			
圧縮記帳積立金の積立て (注1)			—
別途積立金の積立て(注1)			—
剰余金の配当(注1)			△251,629
剰余金の配当(注2)			△251,534
役員賞与(注1)			△23,000
当期純利益			1,095,813
圧縮記帳積立金の積立て			—
圧縮記帳積立金の取崩し			—
自己株式の取得			△27,981
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△620,899	△620,899	△620,899
事業年度中の変動額合計 (千円)	△620,899	△620,899	△79,230
平成19年3月31日 残高 (千円)	2,107,913	2,107,913	31,803,598

- (注) 1. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。
2. 平成18年11月の取締役会決議による剰余金の配当であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 資産の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社 株式 …移動平均法による原価 法 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価 格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資 産直入法により処理 し、売却原価は移動平 均法により算定してお ります。) 時価のないもの …移動平均法による原 価法</p> <p>(2) たな卸資産 梱包資材 …最終仕入原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社 株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 梱包資材 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社 株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等 に基づく時価法 (評価差額は全部純資 産直入法により処理 し、売却原価は移動平 均法により算定してお ります。) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 梱包資材 同左</p>
2. 固定資産の減価 償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法（建物については 租税特別措置法に規定する 割増償却を含む）によっ ております。ただし、建物に ついては、平成10年度の税 制改正により耐用年数の短 縮が行われております（14 年～50年）が、改正前の耐 用年数（15年～65年）を継 続して適用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっておりま す。ただし、ソフトウェア （自社利用分）につい ては、社内における利用可能 期間（5年）に基づく定額 法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法（建物については 租税特別措置法に規定する 割増償却を含む）によっ ております。 なお、主な耐用年数は次 のとおりであります。 建物 15年～65年 その他 4年～50年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法（建物については 租税特別措置法に規定する 割増償却を含む）によっ ております。 なお、主な耐用年数は次 のとおりであります。 建物 15年～65年 構築物 10年～50年 機械装置 7年～17年 車両運搬具 4年～6年 器具備品 5年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ11,000千円減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ21,300千円減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は31,614,310千円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	—————	<p>（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は、31,803,598千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 17,301,507千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 18,369,235千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 17,829,815千円
※2 担保に供している資産 建物 1,499,509千円 土地 936,698千円 計 2,436,208千円	※2 担保に供している資産 建物 1,480,215千円 土地 936,698千円 計 2,416,914千円	※2 担保に供している資産 建物 1,481,808千円 土地 936,698千円 計 2,418,506千円
上記に対応する債務 短期借入金 600,000千円 一年以内返済予定の 長期借入金 476,300千円 長期借入金 250,900千円 計 1,327,200千円	上記に対応する債務 短期借入金 600,000千円 一年以内返済予定の 長期借入金 430,500千円 長期借入金 307,500千円 計 1,338,000千円	上記に対応する債務 短期借入金 600,000千円 一年以内返済予定の 長期借入金 458,700千円 長期借入金 272,700千円 計 1,331,400千円
※3 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間期末残高に含まれております。	※3 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間期末残高に含まれております。	※3 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。
受取手形 53,499千円 支払手形 3,682千円 流動負債 その他 533,567千円 (設備関係支払手形)	受取手形 49,513千円 支払手形 4,382千円 流動負債 その他 30,380千円 (設備関係支払手形)	受取手形 50,481千円 支払手形 3,372千円 流動負債 その他 2,754千円 (設備関係支払手形)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 883千円 受取配当金 60,202千円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3,604千円 受取配当金 61,267千円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3,492千円 受取配当金 92,117千円
※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 18,026千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 22,422千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 38,225千円
※3 特別利益のうち主要なもの 固定資産売却益 552千円 (有形固定資産 その他)	※3 特別利益のうち主要なもの 抱合せ株式消滅差益 409,725千円	※3 特別利益のうち主要なもの 固定資産売却益 552千円 (有形固定資産 その他) 投資有価証券売却益 10,079千円 貸倒引当金戻入益 3,780千円
※4 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 2,245千円 (有形固定資産 建物他) 固定資産売却損 68千円 (有形固定資産 その他)	※4 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 1,451千円 (有形固定資産 建物他)	※4 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 5,221千円 (有形固定資産 建物他) 固定資産売却損 202千円 (有形固定資産 その他)
5 減価償却実施額 有形固定資産 462,119千円 無形固定資産 1,816千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 528,741千円 無形固定資産 1,111千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 1,038,504千円 無形固定資産 3,326千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
普通株式 (注)	334,546	7,620	—	342,166
合計	334,546	7,620	—	342,166

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加7,620株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
普通株式 (注)	354,836	6,746	—	361,582
合計	354,836	6,746	—	361,582

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加6,746株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式 数 (株)	当事業年度減少株式 数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式 (注)	334,546	20,290	—	354,836
合計	334,546	20,290	—	354,836

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加20,290株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
有形固定資産 その他(器具備品)	有形固定資産 その他(器具備品)	有形固定資産 その他(器具備品)
取得価額相当額 107,461千円	取得価額相当額 157,662千円	取得価額相当額 149,881千円
減価償却累計額相当額 58,306千円	減価償却累計額相当額 76,047千円	減価償却累計額相当額 90,521千円
中間期末残高相当額 49,155千円	中間期末残高相当額 81,614千円	期末残高相当額 59,360千円
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	同左	(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額
1年内 20,444千円	1年内 28,672千円	1年内 24,229千円
1年超 28,710千円	1年超 52,942千円	1年超 35,131千円
合計 49,155千円	合計 81,614千円	合計 59,360千円
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	同左	(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失
支払リース料 11,805千円	支払リース料 12,740千円	支払リース料 22,840千円
減価償却費相当額 11,805千円	減価償却費相当額 12,740千円	減価償却費相当額 22,840千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	<p>1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>中間連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)に記載したとおりであります。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要</p> <p>本合併は、「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っており、被合併会社から受け入れる資産及び負債は適正な帳簿価額により計上しました。なお、当該子会社株式の帳簿価額と増加株主資本との差額を特別利益(抱合せ株式消滅差益)に計上しております。</p>	—————

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,571.07円 1株当たり中間純利益 金額 27.77円 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、潜在株 式が存在しないため記載しておりま せん。	1株当たり純資産額 1,603.20円 1株当たり中間純利益 金額 47.96円 同左	1株当たり純資産額 1,581.48円 1株当たり当期純利益 金額 54.46円 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、潜在株 式が存在しないため記載しておりま せん。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(千円)	558,934	964,209	1,095,813
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	558,934	964,209	1,095,813
期中平均株式数(千株)	20,127	20,105	20,120

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(中央梱包株式会社との合併)</p> <p>当社は、平成19年1月15日開催の取締役会の決議により、当社の完全子会社である中央梱包(株)を平成19年4月1日に吸収合併しました。</p> <p>(1) 結合当事企業の名称</p> <p>当社及び当社の完全子会社である中央梱包(株)</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>倉庫業、運送業及び国際貨物取扱業</p> <p>(3) 企業結合の法的形式</p> <p>当社を存続会社とする吸収合併方式(会社法第796条第3項に定める簡易合併方式及び同法第784条第1項に定める略式合併)</p> <p>(4) 結合後の企業の名称</p> <p>株中央倉庫</p> <p>(5) 取引の目的を含む取引の概要</p> <p>当社は、グループ内の梱包事業等を統合し、お客様に対するサービスの多様化・充実を図り、また、一層の効率的運営を目指して、完全子会社である中央梱包(株)を吸収合併いたしました。</p>

(2) 【その他】

平成19年11月22日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 251,291千円

(ロ) 1株当たりの金額 12円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成19年12月6日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第127期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

平成19年6月29日
近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社中央倉庫

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 紀昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 美樹 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中央倉庫の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中央倉庫及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本の記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社中央倉庫

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 紀昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 美樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中央倉庫の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中央倉庫及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本の記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社中央倉庫

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 紀昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 美樹 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中央倉庫の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第127期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中央倉庫の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社中央倉庫

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 紀昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 美樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中央倉庫の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第128期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中央倉庫の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。